

法人名	独立行政法人国立がん研究センター(平成22年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:嘉山 孝正)
目的	がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2 1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。4 3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5 1～4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: <a href="http://www.ncc.go.jp/jp/index.html">http://www.ncc.go.jp/jp/index.html</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html</a>
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	備考
<総合評価>	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>		
<b>1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上</b>		
(1) 研究・開発に関する事項	S×2 A×1	
(2) 医療の提供に関する事項	A×3	
(3) 人材育成に関する事項	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項		
<b>2.業務運営の効率化</b>		
(1) 効率的な業務運営体制	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	S	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>		
<b>4.短期借入金の限度額</b>	A	
<b>5.重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</b>		
<b>6.剰余金の使途</b>		
<b>7.その他業務運営に関する事項</b>		
(1) 施設・設備整備に関する計画		
(2) 人事システムの最適化	A	
(3) 人事に関する方針		
(4) その他の事項		

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、初年度において中期目標に掲げる経常収支に係る目標を達成したことは評価する。今後とも、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。</li> <li>東日本大震災に関連して、医療支援チームや放射線スクリーニング支援チームを派遣するなど国の危機管理対応にも大きく貢献したことを評価する。</li> <li>中期計画の初年度に当たる平成22年度の業務実績については、全体としては国立がん研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。</li> </ul>

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項(臨床を志向した研究・開発の推進)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究所の組織再編、先端医療開発推進会議の設置、理事長直属の組織として学際的研究支援室の設置、リサーチ・カンファレンスの開始などトランスレーショナルリサーチを推進するための体制整備等により、革新的な研究・開発が推進される体制を整備。</li> <li>手術検体等の試料を一元的に管理するバイオバンクの整備を進めるとともに、新たな包括同意書に基づき初診患者の血液献体を採取・保存するシステムの構築を進め、臨床試料及び情報を研究に活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究所研究部・室の組織見直し、先端医療開発推進会議の設置、学際的研究支援室の設置など、トランスレーショナルリサーチを推進するための体制を整備するとともに、センター内バイオバンクを設置し病理組織試料を一元的に管理する体制を整え、全初診患者に対して新たな包括同意書に基づき血液検体を採取・保存するシステムの構築を進め臨床試料及び情報を研究に活用するための体制を構築しており高く評価するとともに、トランスレーショナルリサーチの推進に期待。</li> </ul>

		<p>ための体制を構築。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県がん診療拠点病院連絡協議会に臨床試験部会を設置し、他施設共同による臨床試験の効率的な実施と質の担保を図るがん臨床開発ネットワークの構築に着手。</li> </ul> <p>など</p>	
研究・開発に関する事項(担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>がんの本態解明に関しては、当センターの各部門と大学・国立高度医療研究センター等からなる多施設共同研究体を組織し、ゲノム・エピゲノム・プロテオーム解析拠点及びデータベース拠点を立ち上げた。</li> <li>医薬品及び医療機器の開発に関しては、臨床研究及び治験の実施件数は対前年度比15%増、同4%増となり、中期計画目標(平成21年度対比5%以上)を大きく上回り、目標を達成した。</li> <li>研究基盤整備に関しては、バイオバンクのための新たな包括同意書を作成し、初診患者の血液検体を採取・保存するためのシステム構築を開始し、病理検体の新規受入バイアル数も7,350と平成22年度計画目標(5,200バイアル程度)を大幅に上回るなど、研究・開発推進のための企業・大学・学会等との連携も着実に推進された。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点的な研究・開発を推進するため、企業との連携においては88社、合計123件の共同研究を実施し、外来研究員を27社から55人受け入れていること、大学等とも24機関、合計28件の共同研究を進め、9大学との連携を進めている。ゲノムやプロテオミクスを応用した高精度診断マーカーや、最先端イメージング技術を応用した新しい画像診断技術などの診断技術の開発を推進した。産官学連携による新たなイメージング技術を用いた診断機器の共同開発の臨床試験を実施した。以上の実績と取り組みについて高く評価する。</li> </ul>
効率化による収支改善、電子化の推進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設設備部門に専門知識の高い人員体制を整え、見積査定作業の精度向上を図り、徹底的に無駄遣いを排除し、経費削減に努めた。</li> <li>収益については、診療報酬の上位基準の取得、病床稼働率の改善や全身麻酔を伴う複雑な手術の件数の増加等により、病院収益が増加。</li> <li>電子化について、職員に対する通報等の文書を一斉メールとして配信することにより効率化を図るとともに、各種委員会資料をホームページに掲載することにより、全職員へ周知。</li> <li>財務会計システムの導入し、企業会計原則の会計処理の下で月次決算を行うとともに、診療科別の経営データを毎月とりまとめ、財務状況を把握するとともに、経営改善に努めた。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立がん研究センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、費用の節減や収入の確保等の経営管理により、平成22年度の損益計算において経常収支率107.2%(経常利益29.6億円)と年度計画を達成している。また一般管理費の節減について、19.1%減と大幅に年度計画を上回っている。以上の実績と取り組みについて高く評価する。</li> </ul>

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 法人共通の評価項目(「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームによる診療」及び「経常収支率」)について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。  
今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。
- 法人共通の評価項目である「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評価が区々となっている。今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立循環器病研究センター(平成22年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:橋本 信夫)
目的	循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1. 循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2. 前記1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3. 循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。4. 前期3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5. 前記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: <a href="http://www.ncvc.go.jp/">http://www.ncvc.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html</a>
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	備考
<総合評価>	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>		
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上		
(1) 研究・開発に関する事項	A×3	
(2) 医療の提供に関する事項	A×3	
(3) 人材育成に関する事項	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	
2. 業務運営の効率化		
(1) 効率的な業務運営体制	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	S	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画		
4. 短期借入金の限度額	A	
5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画		
6. 剰余金の使途		
7. その他業務運営に関する事項		
(1) 施設・設備整備に関する計画		
(2) 人事システムの最適化	A	
(3) 人事に関する方針		
(4) その他の事項		

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、初年度において中期目標に掲げる経常収支に係る目標を達成したことは評価する。今後とも、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。
- 東日本大震災への対応のため、患者受入体制を整備するとともに、医師等派遣要請があれば即対応できるよう派遣チームを2チーム編成した。循環器病疾患に関する情報をホームページのトップから見られるようにするとともに、直通電話(ホットライン)を開設し、循環器専門医師による電話相談体制を整備した取り組みは評価する。
- 中期計画の初年度に当たる平成22年度の業務実績については、全体としては国立循環器研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
医療の提供に関する事項	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフォームドコンセントを引続き実施し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明や情報開示等を適宜行い、患者・家族との情報の共有化に努めている。</li> <li>患者の自己決定の支援の一環として、患者とのコミュニケーションスキルの向上のため、医療メデイエーション研修基礎編を、33名の医師・看護師・薬剤師・技師・事務の多職種の職員に対し実施した。日本メデイエーター協会より認定証が交付された。</li> <li>先天性心疾患における病態とその外科手術を立体的に表現することができる3次元</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者・家族がインフォームド・コンセントに基づく治療の選択・決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明や情報開示等を行い、患者・家族との情報の共有化に努めている。患者とのコミュニケーションスキルの向上のために、医療メデイエーション研修を医師・看護師・薬剤師・技師・事務職と多職種の職員に対し実施し、日本メデイエーター協会から認定証の交付を受けていることや、先天性心疾患の病態と外科手術を立体的に表現できる3次元CGモデルを開発し患児家族の理解度を向上させるなど、患者の自己決定を支援する取</li> </ul>

		CGモデルの開発をおこなうことにより、CGの特性を利用した説明展開を充実させ、先天性疾患の外科手術に対する患児家族の理解度の向上を実現した。	組みは評価できる。
効率的な業務運営に関する事項、電子化の推進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営戦略や事業計画を通じた経営管理等により、平成22年度 経常収支率104.6%となった。</li> <li>診療努力、病棟構成見直し、診療報酬改定、材料費の削減、給与制度の適正化当により、当期総利益1,566,635千円となった。</li> <li>材料費の節減 後発医薬品の採用・使用の推進による医薬品費削減 医薬品・検査試薬及び診療材料の共同購入によるコストの削減 6NC共同入札事業の実施による単価契約の推進 《材料費率》 平成21年度 8,453,844千円 48.2%→ 平成22年度 7,489,584千円 30.6%</li> <li>医業未収金については、1ヶ月以上支払いが無いものに、督促状を送付。また、督促状送付しても支払いのないもの、支払いの約束日を過ぎているものに対し、電話督促を実施し回収に努めた。 《医業未収金比率》 平成21年度 0.07%→平成22年度 0.05%</li> <li>新入院患者の獲得のための諸方策の実施 案内パンフレットの更新 地域医療機関等への働きかけ 《新入院患者数》 平成21年度9,141名→平成22年度9,493名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立循環器病研究センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、材料費削減等の費用の節減や、収入の確保等の経営管理により、平成22年度の損益計算において経常収支率104.6%(経常利益10.7億円)と年度計画を達成しており高く評価する。</li> </ul>
その他業務運営に関する事項	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年度冬期業績手当において一部の役職職員に対する業績評価を実施した。その他の職員についても平成23年度夏期業績手当において業績評価を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の職員の業務実績を適切に反映させることができるよう業績評価制度を導入し、一部の役職職員に適用させた。23年度からは常勤職員全員に適用させる。また、室長(研究者)・医長(医師)以上の職員については、業績の反映をより徹底させるため年俸制を採用した。</li> <li>以上の実績と取り組みについて評価する。</li> </ul>

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 法人共通の評価項目(「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームによる診療」及び「経常収支率」)について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。  
今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。
- 経常収支率については、中期計画において、中期目標期間中の5年間を累計し100パーセントとなるよう取り組むこととされている。他方、年度計画をみると、目標値を100パーセントに設定せず、100パーセント未満の水準としている法人がみられる。これらの法人における経常収支率に関する貴委員会の評価結果をみると、目標値を100パーセント未満に設定している理由やその妥当性も明らかでない中、実績が100パーセントに未達であったものの、目標値を上回っていることを理由に「A」評定(中期計画を上回っている)としている。  
今後の評価に当たっては、経常収支率について、客観的かつ厳格に年度ごとの目標管理型評価が実施できるよう、中期目標期間終了時までの各年度における目標値及びその根拠・考え方を明らかにさせ、その妥当性を検証した上で、厳格な評価を行うべきである。
- 法人共通の評価項目である「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評定が区々となっている。  
今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター(平成22年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:樋口 輝彦)
目的	精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害(以下「精神・神経疾患等」という。)に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2 1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。4 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。5 1～4に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。6 1～5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: <a href="http://www.ncnp.go.jp/index.html">http://www.ncnp.go.jp/index.html</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html</a>
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	備考
<総合評価>	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>		
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上		
(1) 研究・開発に関する事項	S×1 A×2	
(2) 医療の提供に関する事項	A×3	
(3) 人材育成に関する事項	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	
2. 業務運営の効率化		
(1) 効率的な業務運営体制	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	A	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画		
4. 短期借入金の限度額	A	
5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画	A	
6. 剰余金の使途	A	
7. その他業務運営に関する事項		
(1) 施設・設備整備に関する計画	A	
(2) 人事システムの最適化	A	
(3) 人事に関する方針	A	
(4) その他の事項	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.18)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、初年度においては年度計画に掲げる経常収支率を上回る成果であった。今後、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。</li> <li>東日本大震災に対しては、東北地方太平洋沖地震メンタル情報サイトをいち早くホームページ上で開設し、心のケアに関する支援を行うとともに現地への専門家派遣等、迅速かつ適切な対応を行った。</li> <li>中期計画の初年度に当たる平成22年度の業務実績については、全体としては国立精神・神経医療研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。</li> </ul>

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項(担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒト筋レポジトリー検体の中から、コリンキナーゼをコードするCHKB遺伝子の機能喪失遺伝子変異による新規の先天性筋ジストロフィー例を発見。この疾患は骨格筋に特徴的な巨大ミトコンドリアを持ち、精神遅滞を合併。コリンキナーゼは真核生物の主要なリン脂質のホスファチジルコリン合成経路の酵素であり、この経路の酵素欠損によるヒト疾患の報告は世界初であり、骨格筋及び脳における重要な役割を示唆。</li> <li>これまで行われてきた筋ジストロフィー犬に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>筋疾患について、ヒト筋レポジトリーの中から新規の先天性筋ジストロフィーを発見するとともに、精神疾患については自殺された方の家族へのケアに配慮した詳細な聞き取り調査(心理学的剖検)を実施し、自殺対策としてサポート体制構築の重要性を示唆するなど、発症機序や病態の解明につながる研究を実施した。筋ジストロフィー等の希少疾患の患者登録を推進することで、疾患の罹患、転帰その他の実態及びその推移に関するデータを的確に把握し</li> </ul>

		<p>おけるジストロフィン遺伝子のエクソン6/8スキップの成果を受けて本年度は、対象となるDuchenne型筋ジストロフィー(DMD)患者数が最大となるエクソン51スキップについて、筋ジストロフィー・マウスを用いてその効果を実証。またDMD患者登録制度の創設と国際標準の臨床評価系の導入が評価され、国内では約20年ぶりとなる筋ジストロフィーに対する治験を平成23年1月に開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自殺された方の家族へのケアに配慮した詳細な聞き取り調査(心理学的剖検)の結果、負債を抱えた中高年自殺既遂者の心理社会的特徴を対照と比較し、周囲の支援の有無に有意差ありのため、自殺対策として、サポート体制構築の重要性を示唆。など</li> </ul>	<p>た。以上の実績と取り組みについて高く評価する。</p>
<p>医療の提供に関する事項(高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供)</p>	<p>1(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度先駆的な医療の提供として、先進医療制度を活用してミトコンドリア病の遺伝子診断(8症例。その他の遺伝子診断128症例)や光トポグラフィ(259症例)を実施し、また、パーキンソン病患者に薬剤血中動態モニターに基づく高度先駆的治療(51件)等を実施。</li> <li>最新の知見に基づいた医療の提供等のため、多部門、多職種が連携して研究及び医療の提供等を行う専門疾病センターを整備。平成22年度においては、多発性硬化症センター、筋疾患センター、てんかんセンター、パーキンソン病・運動障害疾患センター、地域精神科モデル医療センターの5センターを設置、運営した。各専門疾病センターにおいて、先端的な基礎研究に基づいた新規治療法の開発を推進するとともに、診療科横断的なチーム医療及び最新の知見に基づいた診断等を実施。</li> <li>統合失調症の対象患者において、認知機能障害を改善するため、コンピュータを用いた認知機能改善プログラムを実施(12名)し、併せて就労支援センターやハローワークと連携することにより、就労に結びつけるプログラムを実施。など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進医療制度を活用したミトコンドリア病の遺伝子診断やうつ症状の鑑別診断補助のための光トポグラフィ検査の実施、パーキンソン病患者の薬物治療に重要な薬物血中動態モニターに基づく高度先駆的治療の実施、ならびに統合失調症の患者に対するコンピュータを用いた認知機能改善のためのプログラムの実施などに精力的に取り組んでおり、評価する。</li> <li>専門疾病センター整備されたことで、今後一層、高度先駆的医療の提供が進み、最新の知見に基づいた標準的な医療の提供が推進されることを期待したい。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 法人共通の評価項目(「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームによる診療」及び「経常収支率」)について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。
- 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供」に関する評価項目においては、中期計画の初年度で、中期目標期間中の達成を目指した年平均目標値を大幅に上回る実績を上げている例がみられる。今後の評価に当たっては、当該事例について、客観的かつ厳格に中長期的な目標管理型評価が実施できるよう、過去の実績等を踏まえた適切な目標値を設定させた上で、厳格な評価を行うべきである。
- 法人共通の評価項目である「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評価が区々となっている。今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター(平成22年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:桐野 高明)
目的	感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの(以下「感染症その他の疾患」という。)に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1. 感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2. 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3. 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。4. 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。5. 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。6. 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。7. 前記1から6に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: <a href="http://www.ncgm.go.jp/index.html">http://www.ncgm.go.jp/index.html</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html</a>
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	備考
<総合評価>	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>		
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上		
(1) 研究・開発に関する事項	A×3	
(2) 医療の提供に関する事項	S	
(3) 人材育成に関する事項	A×2	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	S	
2. 業務運営の効率化	A×2	
(1) 効率的な業務運営体制	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	A	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画		
4. 短期借入金の限度額	A	
5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画		
6. 剰余金の使途		
7. その他業務運営に関する事項		
(1) 施設・設備整備に関する計画		
(2) 人事システムの最適化		
(3) 人事に関する方針	A	
(4) その他の事項		

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、年度計画に掲げる経常収支率を上回る成果であった。今後、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。</li> <li>東日本大震災の対応では、センター病院から発生直後にDMATを派遣するとともに、宮城県東松島市に医療支援チームを継続的に派遣し、また、国府台病院からこころのケアチームを石巻地域へ派遣し、避難所を中心に巡回して被災者の心の諸問題の解決を支援する等、国の危機管理対応に大きく貢献しており、評価する。</li> <li>中期計画の初年度に当たる平成22年度の業務実績については、全体としては国立国際医療研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。</li> </ul>
など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(研究・開発に関する事項)	1-(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床を志向した研究・開発の推進に向けて、当センターの中心疾患である糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患について、研究所に糖尿病研究センター及び肝炎・免疫研究センターを設置するとともに、橋渡し研究、テーママネジメント等に取り組む国</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床医学と基礎研究をつなぐ臨床家を育成するため、研究所・病院の双方の関係者が一堂に会するPhysician scientist育成に向けた懇話会を開催するとともに、早稲田大学理工学部と研究者同士の交流会や理化学研究所と研究シーズに関する意見</li> </ul>

		<p>際臨床研究センターの充実強化など研究体制の整備を推進した。</p> <p>など</p>	<p>交換会を実施し、連携強化を図っている点について評価する。</p>
<p>国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(医療の提供に関する事項)</p>	1～(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当センターの特徴の一つである総合医療機能を基盤とした、全科的総合救急医療及び精神科救急医療の提供を積極的に実施した。</li> <li>国の感染症である黄熱予防接種の実施等感染症に係る機能を十分に活用した医療の提供を行った。</li> <li>数値目標は、中期計画を大幅に上回って、着実に実施している。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外渡航前検診とワクチン接種などの渡航相談及び帰国後の疾患治療を行った。また、ミャンマー難民受入れに伴う健康診断や診療の実施、総合感染症後期研修プログラムによる研修の実施などは、国際医療研究センターならではの取組であり、高く評価する。</li> </ul>
<p>予算、収支計画及び資金計画等</p>	3～6	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附金、受託研究等外部資金の獲得を可能とするため、寄附受入規程や受託研究取扱規程を整備するなどにより、外部資金の受入体制を構築し、確実に獲得を行った。</li> <li>投資については、関連する委員会等で償還確実性や必要性等の検証を行い、計画的に実施することとし、平成22年度は、自己資金を活用することで、外部からの新規借入を行わず整備を行った。</li> <li>固定負債については、確実に返済を行い、残高を減少させた。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附受入規程を制定し、寄附金等の外部資金の獲得を可能とする体制を構築するとともに、受託研究取扱規程の全面的見直しにより、民間企業等より外部資金を受託しやすい体制を整え、受入件数が前年度に比べ大幅に増加した。また財政融資資金等外部からの新たな借入を行わず、必要な整備は自己資金により対応したため、固定負債(長期借入金)を確実に償還し残高を減少させた点について評価する。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームによる診療」及び「経常収支率」について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。
- 「その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供」に関する評価項目については、法人ならではの取組として「海外渡航者に対するワクチン接種やミャンマー難民への受入協力、総合感染症に関する研修」を実施したことをもって、「S」評定(中期計画を大幅に上回っている)としているが、中期計画において、目標達成度を測るべき定量的な指標が明らかでないため、中期計画を大幅に上回る実績を単年度で確実に上げたと言えるかどうか不明である。今後の評価に当たっては、法人で実施すべき取組に係る適切な指標を設定させた上で、評定の考え方や根拠等を明らかにした厳格な評価を行うべきである。
- 経常収支率については、中期計画において、中期目標期間中の5年間を累計し100パーセントとなるよう取り組むこととされている。他方、年度計画をみると、目標値を100パーセントに設定せず、100パーセント未満の水準としている法人がみられる。これらの法人における経常収支率に関する貴委員会の評価結果をみると、目標値を100パーセント未満に設定している理由やその妥当性も明らかでない中、実績が100パーセントに未達であったものの、目標値を上回っていることを理由に「A」評定(中期計画を上回っている)としている。今後の評価に当たっては、経常収支率について、客観的かつ厳格に年度ごとの目標管理型評価が実施できるよう、中期目標期間終了時までの各年度における目標値及びその根拠・考え方を明らかにさせ、その妥当性を検証した上で、厳格な評価を行うべきである。
- 「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評定が区々となっている。今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。



法人名	独立行政法人国立成育医療研究センター(平成22年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:加藤 達夫)
目的	母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であつて、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの(以下「成育に係る疾患」という。)に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1. 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2. 前記1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3. 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。4. 前記3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5. 前記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: <a href="http://www.ncchd.go.jp/">http://www.ncchd.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html</a>
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

### 1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	備考
<総合評価>	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>		
<b>1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上</b>		
(1) 研究・開発に関する事項	S A×2	
(2) 医療の提供に関する事項	S A×2	
(3) 人材育成に関する事項	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	
<b>2. 業務運営の効率化</b>		
(1) 効率的な業務運営体制	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	S	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	
<b>3. 予算、収支計画及び資金計画</b>		
<b>4. 短期借入金の限度額</b>		
<b>5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</b>		
<b>6. 剰余金の使途</b>	A	
<b>7. その他業務運営に関する事項</b>		
(1) 施設・設備整備に関する計画		
<b>7. その他業務運営に関する事項</b>		
(2) 人事システムの最適化		
(3) 人事に関する方針		
(4) その他の事項	B	

### 2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.29)(主なものの要約)

#### (1) 総合評価

##### (総合評価の内容)

- 独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、初年度において中期目標に掲げる経常収支に係る目標を達成したことは評価する。今後とも、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。
- 中期計画の初年度に当たる平成22年度の業務実績については、全体としては国立成育医療研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

#### (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>治験推進室においては、規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした、医師主導治験を含む臨床研究支援体制を整備した。医師主導治験については計画・立案段階から支援している2課題(4プロトコル、主任研究者が他施設に所属)を引き続き遠隔で調整業務を実施・支援している。平成22年度は、新たな医師主導治験(主任研究者が当センターに所属)2課題について計画・立案段階から支援を開始した。臨床研究について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした医師主導治験を含む臨床研究支援体制を整備した。また臨床研究については、計画・立案支援を12件、実施支援を5件実施するとともに、臨床研究推進室においては、データマネージャーを1名増員し、臨床試験・研究の支援数は4例と、いずれも前年度に比べ増加している。</li> <li>以上の実績と取り組みについて評価する。</li> </ul>

		<p>は、平成22年度は臨床研究の計画・立案支援を12件(平成21年3件)、実施支援を5件(平成22年度からの継続含む)実施した。このように治験推進室において支援する臨床研究数は増加しつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、臨床研究推進室においては、データマネージャを1名増員し、特に院内での臨床試験・研究(新しい治療の臨床的評価等)の支援数(プロトコル作成、データ管理)は4例に増加している。</li> </ul> <p>など</p>	
医療の提供に関する事項	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>セカンドオピニオン外来については、病院ホームページにおけるセカンドオピニオンの掲示について全面的見直しを行い充実を図った。具体的には、はじめにセカンドオピニオンの主旨について「患者やその家族が自ら治療法を選択し、納得して治療を受けていただくために、病気の診断や治療法について主治医以外の専門医から『第二の意見』を聞くものである」ことを明記し、セカンドオピニオンを受けたいと希望する全ての方々が満足できるように、対象診療科及び担当医師と対応疾患の標記、対応時間及び料金についての説明など、全てが分かるよう、ホームページ内容の充実を図った。また、セカンドオピニオン外来を通常外来から離れた落ち着いた環境で行えるようにしたことや、このような条件に見合う外来を各診療科に呼びかけて新たに整備し、セカンドオピニオン外来開設数を5枠から44枠に増やすことができた。これらの整備を通じて、セカンドオピニオン外来受診件数については、平成21年度の29件から39件(34.5%増)と、目標を大きく上回ることができた。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セカンドオピニオン外来については、ホームページの全面的見直し、外来枠の増加等を行うことにより、実施件数が年度計画を遙かに上回る対前年度10件(34.5%)増の39件となったことは評価できる。また多職種連携を常に行いつつ、疾患を克服する診療体制の基盤整備を行い、多数の診療科が関与する臨床カンファレンスを統合する等チーム医療の推進に取り組んでいる。</li> </ul>
その他業務運営に関する事項	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年度の12月期賞与の支給において一部管理職に対して評価結果の反映を実施した。また、一般職員への導入準備として説明会を開催した。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の職員の業務実績を適切に反映させるために業績評価制度を導入し、一部の役職職員に適用させた。また、学校訪問や就職説明会への参加等、看護師確保に努力するとともに、新人看護師の教育対策を充実させ、基礎看護実践能力獲得のための支援体制を強化し、新卒1年未満での離職率を低減させた。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 法人共通の評価項目(「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームによる診療」及び「経常収支率」)について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。
- 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供」に関する評価項目においては、中期計画の初年度で、中期目標期間中の達成を目指した年平均目標値を大幅に上回る実績を上げている例がみられる。今後の評価に当たっては、当該事例について、客観的かつ厳格に中長期的な目標管理型評価が実施できるよう、過去の実績等を踏まえた適切な目標値を設定させた上で、厳格な評価を行うべきである。
- 法人共通の評価項目である「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評定が区々となっている。今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立長寿医療研究センター(平成22年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:大島 伸一)
目的	加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1. 加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。2. 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。3. 前記2に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。4. 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。5. 前記1から4に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。6. 前記1から5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: <a href="http://www.ncgg.go.jp/index.html">http://www.ncgg.go.jp/index.html</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html</a>
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	備考
<総合評価>	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>		
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上		
(1) 研究・開発に関する事項	A×2 B	
(2) 医療の提供に関する事項	A×2 B	
(3) 人材育成に関する事項	B	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	B	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項		
2. 業務運営の効率化		
(1) 効率的な業務運営体制	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	A	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画		
4. 短期借入金の限度額		
5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画	B	
6. 剰余金の使途		
7. その他業務運営に関する事項		
(1) 施設・設備整備に関する計画		
7. その他業務運営に関する事項		
(2) 人事システムの最適化		
(3) 人事に関する方針	A	
(4) その他の事項		

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.18)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、初年度においては年度計画に掲げる経常収支率を上回る成果であった。今後、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。</li> <li>東日本大震災に際し、災害医療班を岩手県釜石市に派遣するとともに、計画停電により人工呼吸器が使用できなくなる患者宅へ、センターが開発したバックアップ電源装置の貸し出しを行った。被災された高齢者等の生活不活発病に関する避難所における調査の実施や高齢者に対する情報提供として褥瘡治療マニュアル、廃用症候群等に関する情報をホームページ上に掲示したことは評価する。</li> <li>中期計画の初年度に当たる平成22年度の業務実績については、全体としては国立長寿医療研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。</li> </ul>
など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(研究・開発に関する事	1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者特有の疾患のうち、特に認知症に関して認知症先進医療開発センターならびにもの忘れセンターを設置し、重点的に研究・開発を推進。認知症先進医療開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究から臨床へのインフラ整備をしたことについて評価するも今後の成果に期待。歯髄ヒト歯髄幹細胞を用いて歯髄を完全に再生させる治療法の開発、アルツハイマ</li> </ul>

項)		<p>センターにおいては、認知症の予防、診断、治療ならびにケアの新しい手法を開発するべく、企業や自治体とも密接な連携を構築し活動を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一方、特に認知症予備軍と考えられる(軽度認知機能低下)高齢者に対し、認知機能低下抑制のための介入研究も実施。</li> <li>もの忘れセンターでは、認知症の基礎研究推進にも貢献するとともに、認知症の様々な事象にも多職種連携で対応できるモデル的な認知症疾患センターとして活動を開始した。</li> </ul> <p>など</p>	<p>一病の発症予防法を開発する研究、骨粗鬆症の発症メカニズムの研究及び加齢に伴う生体機能変化等の研究について評価する。また国内ベンチャー企業との連携も評価できる。</p>
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(研究・開発に関する事項)	1-(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院・研究所による共同研究は、成果の臨床現場への活用を目指して活発に行った。</li> <li>認知症に関する研究・開発に関しては、平成22年度に新たに認知症先進医療開発センターならびにもの忘れセンターが設置され、認知症の予防、診断、治療ならびに介護までの先進的研究が開始された。独法化を契機に、研究・開発における企業との連携強化が行われた。治験に関しては、昨年度に比較し質的にも量的にも拡大すべく対応した。</li> <li>数多くの職務発明が承認され、特許出願の手続きも進めた。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎研究の成果を臨床現場へ反映させるため、平成22年度に新たに、認知症先進医療開発センター、もの忘れセンター及び歯科口腔先進医療開発センターを設置し、体制整備を強化した。また、病院・研究所による共同研究数を対前年度29%増と計画目標を大きく上回った。</li> <li>以上の実績と取り組みについて評価する。</li> </ul>
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(医療の提供に関する事項)	1-(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症、運動器疾患、感覚器疾患、歯科口腔疾患等の高齢者に特有な疾患の予防、診断、治療及び機能低下の回復のための高度先駆的医療を開始している。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>画像・バイオマーカーを用いた認知症早期診断法の開発や骨折の早期診断法の開発等により、認知症、運動器疾患、感覚器疾患、歯科口腔疾患等の高齢者に特有な疾患の予防、診断、治療及び機能低下の回復のための高度先駆的医療を提供していることは評価できる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームによる診療」及び「経常収支率」について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。
- 「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評価が区々となっている。今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評価の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

